



平成 27 年  
第 5 回市議会（定例会）

議 案

荒 尾 市

平成 2 7 年 第 5 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 5 2 号	平成 2 6 年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第 5 3 号	平成 2 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第 5 4 号	平成 2 6 年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第 5 5 号	平成 2 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第 5 6 号	平成 2 6 年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	9
議第 5 7 号	平成 2 6 年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第 5 8 号	平成 2 6 年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	13
議第 5 9 号	荒尾市個人情報保護条例の一部改正について	15
議第 6 0 号	荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	21
議第 6 1 号	荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正について	25
議第 6 2 号	荒尾市手数料条例の一部改正について	31
議第 6 3 号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	35
議第 6 4 号	財産の取得について	41
議第 6 5 号	平成 2 7 年度荒尾市一般会計補正予算 ( 第 3 号 )	43
議第 6 6 号	平成 2 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )	85
議第 6 7 号	平成 2 7 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )	105
議第 6 8 号	平成 2 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 )	117
報告第 6 号	専決処分について ( 損害賠償額の決定 )	129
報告第 7 号	平成 2 6 年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	別刷り

平成26年度荒尾市一般会計歳入歳出決算  
の認定について

平成26年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成26年度荒尾市国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定について

平成26年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成26年度荒尾市介護保険特別会計歳入  
歳出決算の認定について

平成26年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎





平成26年度荒尾市後期高齢者医療特別  
会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成26年度荒尾市水道事業会計決算の  
認定及び剰余金の処分について

平成26年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成 2 6 年度荒尾市下水道事業会計決算  
の認定及び剰余金の処分について

平成 2 6 年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成26年度荒尾市病院事業会計決算の  
認定について

平成26年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎





荒尾市個人情報保護条例の一部改正について

荒尾市個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

第1条 荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同号ただし書を削り、同条第3号ただし書中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第10条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「場合（）」の次に「当該委託又は協定に係る業務の全部又は一部の再委託を受けた場合を含む。」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の再委託に際しては、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（個人番号利用事務等の適用除外）

第11条の2 個人番号利用事務（番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（同条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）に係る受託業務等については、前2条の規定は、適用しない。

第12条第2項本文中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条中「前条第2項第3号」を「第12条第2項第3号」に改める。

第17条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人の委任による代理人がすることができる開示請求は、保有特定個人情報に係るものに限る。

第18条第2項中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第19条第2号中「又は成年被後見人の法定代理人」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改め、同条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第27条第1項中「に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項ただし書中「条例等」を「他の条例等」に改め、同条第2項中「条例等」を「他の条例等」に改める。

第29条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人の委任による代理人がすることができる訂正請求は、保有特定個人情報に係るものに限る。

第30条第2項中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第36条第1項第1号中「又は第12条第1項及び第2項」を「第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2第1項及び第2項」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第12条第1項及び第2項」の次に「又は番号利用法第19条」を加え、同条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人の委任による代理人がすることができる利用停止請求は、保有特定個人情報に係るものに限る。

第37条第2項中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第2条 荒尾市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。

第12条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第35条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第36条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

## 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例  
の一部改正について

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例  
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

本審査会を活用することで、特定個人情報等の適正な管理運用を図りたいからである。





荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例  
の一部を改正する条例

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議する。

(1) 個人情報保護条例の規定により審査会の権限に属するとされた事項

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関

第14条（見出しを含む。）中「諮問実施機関」を「実施機関」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公  
務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員  
退職手当支給条例の一部改正について

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公  
務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員  
退職手当支給条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

被用者年金制度の一元化等に伴い、関係条例の整理を行うものである。



荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「、これを100円に切り上げるものとし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは」を削り、同項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、「除く。)又は」の次に「国民年金法の規定による」を加え、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 荒尾市職員退職手当支給条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改め、「傷病とする。」の次に「この項、」を加え、「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第1条の規定による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るた

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。





荒尾市手数料条例の一部改正について

荒尾市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行いたいからである。



## 荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 荒尾市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部住民基本台帳カード交付手数料の項の次に次のように加える。

個人番号の通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
-------------------	-------	------

第2条 荒尾市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部住民基本台帳カード交付手数料の項を削り、同部個人番号の通知カードの再交付手数料の項の次に次のように加える。

個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
----------------	-------	------

### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。



定住自立圏形成協定の一部を変更する協定  
の締結について

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり大牟田市と締結するものとする。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

提案理由

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するに当たり、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例本則の規定により、議会の議決を必要とするからである。



(別紙)

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年3月28日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と荒尾市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の表圏域内の図書館の相互利用の項の次に次のように加える。

圏域内の文化振興	圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。	文化事業に関する情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。	文化事業に関する情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。
----------	--	--	--

別表第1の2の表近代化産業遺産群の保存及び活用の項を次のように改める。

近代化産業遺産群の保存及び活用	三池炭鉱関連施設に関する管理保全計画等に基づき、近代化産業遺産群の適切な保存措置を講じる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。	乙及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、来訪者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。	甲及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、来訪者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。
-----------------	--	--	--

別表第2の1の表取組事項の欄中「整備促進」を「利用促進」に改め、同表取組内容の欄中「維持及び確保」を「維持確保及び利用促進」に改め、同表乙の役割の欄中「バス事業者等」を「バス事業者や乗合タクシー事業者」

に改める。

別表第2の2の表甲の役割の欄及び乙の役割の欄中「地域高規格道路有明海沿岸道路」の次に「や主要幹線道路」を加え、「当該道路や主要幹線道路との」を「圏域内の」に改める。

別表第2の3の表地域資源をいかした圏域内外の交流の項取組内容の欄中「にぎわい交流拠点の整備を行うとともに、」を削り、同項甲の役割の欄中「地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進める」を「甲の区域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の魅力の向上及び活用を図り、にぎわいの創出に努める」に改め、同項乙の役割の欄中「存在する」の次に「近代化産業遺産をはじめとする」を加え、「向上を図り」を「向上及び活用を図る。また」に改め、同表戦略的な広域観光の振興の項甲の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「。また、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加え、同項乙の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「とともに、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加える。

別表第2の4の表取組事項の欄中「構築」を「運用」に改め、同表甲の役割の欄中「について」を「を活用し、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに」に改め、「連携して」の次に「システムの」を加え、同表乙の役割の欄中「メールで」を削り、同表に次のように加える。

コミュニティ放送を活用した地域情報の発信	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内に開局されるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	乙と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。	甲と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。
----------------------	--	---	---

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。



平成 年 月 日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地  
大牟田市  
(代表者)

乙) 熊本県荒尾市宮内出目390番地  
荒尾市  
(代表者)



財産の取得について

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎

- |   |        |  |    |
|---|--------|--|----|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車                                 | 1台 |
| 2 | 取得の価格  | 22,107,600円                              |    |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札                                   |    |
| 4 | 取得の相手方 | 熊本中央区菅原町1番25号<br>三輝物産株式会社<br>代表取締役 西銘 生治 |    |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,116,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		594,938	135	595,073
	2 手 数 料	333,224	135	333,359
14 国庫支出金		4,374,756	109,169	4,483,925
	2 国庫補助金	1,033,378	108,899	1,142,277
	3 国庫委託金	11,810	270	12,080
15 県支出金		1,822,011	△25,259	1,796,752
	2 県補助金	467,401	△25,397	442,004
	3 県委託金	146,512	138	146,650
17 寄 附 金		3,001	10	3,011
	1 寄 附 金	3,001	10	3,011
18 繰 入 金		499,217	404	499,621
	2 基金繰入金	499,217	404	499,621
19 繰 越 金		1	178,163	178,164
	1 繰 越 金	1	178,163	178,164
20 諸 収 入		201,011	1,659	202,670
	6 雑 入	89,187	1,659	90,846
21 市 債		1,494,700	4,000	1,498,700
	1 市 債	1,494,700	4,000	1,498,700
歳 入 合 計		20,848,290	268,281	21,116,571

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		240,974	556	241,530
	1 議会費	240,974	556	241,530
2 総務費		1,844,755	55,453	1,900,208
	1 総務管理費	1,314,554	32,003	1,346,557
	3 戸籍住民基本台帳費	119,589	23,450	143,039
3 民生費		10,089,936	△1,781	10,088,155
	1 社会福祉費	4,694,392	2,103	4,696,495
	2 児童福祉費	3,664,532	△3,884	3,660,648
4 衛生費		2,705,988	7,645	2,713,633
	1 保健衛生費	486,709	5,645	492,354
	2 清掃費	1,338,581	2,000	1,340,581
6 農林水産業費		317,551	43,057	360,608
	1 農業費	285,492	43,057	328,549
7 商工費		245,134	37,188	282,322
	1 商工費	245,134	37,188	282,322
8 土木費		1,947,134	30,011	1,977,145
	5 都市計画費	616,802	30,011	646,813
10 教育費		1,265,492	96,152	1,361,644
	2 小学校費	184,340	70,758	255,098
	4 社会教育費	295,955	25,394	321,349
歳 出 合 計		20,848,290	268,281	21,116,571



## 第 2 表 債務負担行為

### 1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
ホームページ保守委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	5,152
番号制度対応システム保守料	平成28年度 ～ 平成32年度	10,931
本人確認書類裏書プリントシステム保守委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	635
学童クラブ警備委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	792
健康診査委託料	平成28年度	442
がん検診委託料	平成28年度	28,073
肝炎ウイルス検査委託料	平成28年度	1,196
骨粗鬆症検診委託料	平成28年度	610

事 項	期 間	限度額（千円）
がん検診推進事業委託料	平成28年度	1,067
荒尾市働く女性の家指定管理委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	62,432
荒尾市働く女性の家指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	平成28年度 ～ 平成32年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
荒尾市中央公民館及び荒尾市立図書館指定管理委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	279,800
給食センター調理配送業務委託料	平成28年度 ～ 平成32年度	535,944

### 第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 4,000	証書借入 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。









## 2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料  
(項) 2 手数料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	使用料及び手数料	594,938	135	595,073
2	手 数 料	333,224	135	333,359
1	総務手数料	28,932	135	29,067
14	国庫支出金	4,374,756	109,169	4,483,925
2	国庫補助金	1,033,378	108,899	1,142,277
1	総務費国庫補助金	42,383	45,770	88,153
2	民生費国庫補助金	348,475	24,229	372,704
5	農林水産業費国庫補助金	0	38,900	38,900
3	国庫委託金	11,810	270	12,080
2	民生費国庫委託金	10,180	270	10,450
15	県支出金	1,822,011	△25,259	1,796,752
2	県補助金	467,401	△25,397	442,004
2	民生費県補助金	287,713	△25,903	261,810
5	農林水産業費県補助金	141,059	506	141,565
3	県委託金	146,512	138	146,650
7	農林水産業費委託金	0	138	138
17	寄 附 金	3,001	10	3,011
1	寄 附 金	3,001	10	3,011
3	教育費寄附金	0	10	10
18	繰 入 金	499,217	404	499,621
2	基金繰入金	499,217	404	499,621
1	基金繰入金	499,217	404	499,621
19	繰 越 金	1	178,163	178,164
1	繰 越 金	1	178,163	178,164
1	繰 越 金	1	178,163	178,164
20	諸 収 入	201,011	1,659	202,670
6	雑 入	89,187	1,659	90,846
4	雑 入	89,035	1,659	90,694
21	市 債	1,494,700	4,000	1,498,700
1	市 債	1,494,700	4,000	1,498,700
1	総務債	0	4,000	4,000

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 戸籍住民基本台帳手数料	135	1 戸籍謄抄本等手数料	
1 総務費国庫補助金	45,770	1 個人番号カード交付国庫補助金	20,790
		2 地域活性化・生活対策臨時交付金(総務費)	24,980
4 児童福祉費補助金国庫補助金	22,847	1 児童福祉費国庫補助金	△6,270
		2 子育て支援交付金	35,612
		3 保育緊急確保事業国庫補助金	△6,505
		4 保育対策支援事業費国庫補助金	10
9 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金	1,382	1 臨時福祉給付金給付事務費補助金	
1 農業費国庫補助金	38,900	1 地域経済循環創造事業交付金	
1 社会福祉費委託金	270	1 基礎年金事務費交付金	
4 児童福祉費補助金	△25,903	1 放課後児童対策事業費県補助金	△7,260
		2 特別保育事業費補助金	△18,633
		3 保育士研修事業費等補助金	△10
1 農業費補助金	506	1 環境保全型農業直接支援対策交付金	64
		2 くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金	141
		3 地域内連携活動活性化支援事業県補助金	301
1 農業費委託金	138	1 農業基盤整備委託金	
1 教育費寄附金	10	1 教育費寄附金	
1 基金繰入金	404	1 ふるさと応援基金繰入金	
1 繰越金	178,163	1 繰越金	
3 実費徴収金	1,659	1 インフルエンザ予防接種実費徴収金	
2 庁舎整備事業債	4,000	1 庁舎整備事業債	

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	240,974	556	241,530		556
1	議会費	240,974	556	241,530		556
1	1 議会費	240,974	556	241,530		556

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	468	1 議会事務局人件費（臨時及び非常勤職員雇用）	556
		非常勤職員報酬	(468)
4 共済費	88	健康労働保険料	(88)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	総務費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,844,755	55,453	1,900,208	24,925	30,528
1	総務管理費	1,314,554	32,003	1,346,557	4,000	28,003
	5 財産管理費	180,343	11,843	192,186	地方債 4,000	7,843
	7 企画費	148,242	5,024	153,266		5,024
	17 電子計算費	144,041	15,136	159,177		15,136

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	11,843	1 庁舎施設改修費 4,499 工事施工に伴う委託料 (4,499) 2 固定資産台帳整備事業費 7,344 その他委託料 (7,344) 固定資産台帳(工作物)整備業務委託料 (7,344)
11 需 用 費	77	1 荒尾市民病院建設基本構想等策定事業費 5,024 消耗品費 (77)
13 委 託 料	4,947	その他委託料 (4,947) 新病院移転候補地選定支援業務委託料 (4,947)
13 委 託 料	6,897	1 社会保障・税番号制度対応セキュリティ対策事業費 15,136 その他委託料 (6,897)
18 備品購入費	8,239	番号制度対応セキュリティ対策導入作業費 (6,330) 番号制度対応セキュリティ対策システム保守 (567) 備品購入費 (8,239)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	119,589	23,450	143,039	20,925	2,525
1	戸籍住民基本台帳費	119,589	23,450	143,039	国庫補助金 20,790 その他 135	2,525

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	472	1 個人番号カード交付事業費	22,978
		健康労働保険料	(169)
4 共 済 費	169	賃金	(1,082)
		普通旅費	(190)
7 賃 金	1,082	その他委託料	(63)
		統合端末タッチパネル保守委託料	(6)
9 旅 費	190	本人確認書類裏書プリントシステム保守委託料	(57)
		備品購入費	(2,272)
13 委 託 料	63	交付金	(19,202)
		通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金	(19,202)
18 備品購入費	2,272	2 個人番号カード交付事業費（人件費）	472
		時間外手当	(472)
19 負担金、補助及び交付金	19,202		

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	1	社会福祉費	4,694,392	2,103	4,696,495	1,652	451
	1	社会福祉総務費	1,792,349	1,382	1,793,731	国庫補助金 1,382	
	2	老人福祉費	362,416	375	362,791		375
	8	国民年金費	11,666	270	11,936	国庫補助金 270	
	17	老人保健費	30	76	106		76

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	217	1 臨時福祉給付金事業費 健康労働保険料
7 賃 金	1,165	賃金
23 償還金、利 子及び割引 料	375	1 社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費 返還金
13 委 託 料	270	1 国民年金事務費 その他委託料 国民年金システム改修委託料
23 償還金、利 子及び割引 料	76	1 老人保健事業費 返還金

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,664,532	△3,884	3,660,648	△3,056	△828
1	児童福祉総務費	893,197	△4,585	888,612	国庫補助金 22,847 県支出金 △25,903	△1,529
4	万田保育園費	79,667	0	79,667		
6	家庭児童相談室運営費	1,347	701	2,048		701

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
19	負担金、補助及び交付金	△4,585	1 特別保育事業費 補助金 延長保育促進事業補助金（推進分）	△4,585 (△4,585) (△4,585)
1	報酬	363	1 万田保育園管理費 非常勤職員報酬	0 (363)
7	賃金	△363	賃金	(△363)
1	報酬	641	1 家庭児童相談員設置事業費 非常勤職員報酬	701 (641)
4	共済費	6	健康労働保険料	(6)
9	旅費	39	費用弁償	(39)
11	需用費	10	消耗品費 各種負担金	(10) (5)
19	負担金、補助及び交付金	5	熊本県家庭児童相談員連絡協議会年会費	(5)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	2,705,988	7,645	2,713,633	1,659	5,986
1 保健衛生費	486,709	5,645	492,354	1,659	3,986
1 保健衛生総務費	130,792	878	131,670		878
3 予 防 費	225,584	4,234	229,818	その他 1,659	2,575
5 公害対策費	33,002	533	33,535		533

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共 済 費	135	1 保健総務費（産休・育休代替職員雇用）	878
		健康労働保険料	(135)
7 賃 金	743	賃金	(743)
13 委 託 料	4,234	1 予防接種費	4,234
		その他委託料	(4,234)
		高齢者インフルエンザ予防接種委託料	(4,184)
		高齢者インフルエンザ広域化業務委託料	(50)
11 需 用 費	13	1 荒尾干潟ラムサール湿地登録記念啓発事業費	533
		消耗品費	(13)
12 役 務 費	16	手数料	(16)
		借上料	(504)
14 使用料及び 賃借料	504		

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清掃費	1,338,581	2,000	1,340,581		2,000
	3 し尿処理費	300,759	2,000	302,759		2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	2,000	1 松ヶ浦環境センター施設改修費 修繕費	2,000 (2,000)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	317,551	43,057	360,608	39,544	3,513
1 農業費	285,492	43,057	328,549	39,544	3,513
1 1 農業委員会費	35,446	1,018	36,464		1,018
3 農業振興費	38,059	39,939	77,998	国庫補助金 38,900 県支出金 506	533
7 耕地費	138,879	2,100	140,979	県支出金 138	1,962

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	1,018	1 機構集積支援事業費 返還金	1,018 (1,018)
8 報 償 費	12	1 農業振興費 補助金	510 (510)
11 需 用 費	254	黒星病防除対策補助金	(510)
13 委 託 料	35	2 環境保全型農業直接支援対策費 補助金	87 (87)
19 負担金、補 助及び交付 金	39,638	環境保全型農業直接支払交付金	(87)
		3 くまもと稼げる園芸産地育成対策事業費 補助金	141 (141)
		産地育成対策事業補助金	(141)
		4 くまもと地産地消活動支援等事業費 報償金	301 (12)
		消耗品費	(108)
		印刷製本費	(146)
		その他委託料	(35)
		ご当地グルメ認定証プレート作成委託料	(35)
		5 地域経済循環創造事業費 補助金	38,900 (38,900)
		地域経済循環創造事業補助金	(38,900)
1 報 酬	667	1 耕地費 補助金	2,147 (2,147)
4 共 済 費	1	生産施設助成金（水路）	(2,147)
7 賃 金	△715	2 県営土地改良総合整備事業費 非常勤職員報酬	△47 (667)
19 負担金、補 助及び交付 金	2,147	健康労働保険料	(1)
		賃金	(△715)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	商工費	245,134	37,188	282,322		37,188
1	商工費	245,134	37,188	282,322		37,188
	7 企業誘致促進費	30,572	37,188	67,760		37,188

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	37,188	1 いきいき産業立地促進助成事業費 補助金 用地取得費補助金	37,188 (37,188) (37,188)

(款) 8 土木費  
 (項) 5 都市計画費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	5	1,947,134	30,011	1,977,145		30,011
	都市計画費	616,802	30,011	646,813		30,011
	2	128,480	30,011	158,491		30,011
	土地区画整理費					

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	542	1 土地区画整理事業費	29,400
		その他委託料	(29,400)
13 委 託 料	29,400	測量調査業務委託料	(29,400)
		2 土地区画整理事業事務費	611
14 使用料及び 賃借料	69	普通旅費	(542)
		使用料	(69)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2	1,265,492	96,152	1,361,644	25,394	70,758
	3	184,340	70,758	255,098		70,758
		0	70,758	70,758		70,758

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	1,200	1 校舎等解体事業費（小学校）	70,758
		その他委託料	(1,200)
15 工事請負費	69,558	特定有害物質調査業務委託料	(1,200)
		工事請負費	(69,558)

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	295,955	25,394	321,349	25,394	
1	社会教育総務費	132,178	25,384	157,562	国庫補助金 24,980 その他 404	
9	宮崎兄弟の生家施設管理費	21,863	10	21,873	その他 10	

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	20,384	1 三池炭鉱（旧万田坑）の世界文化遺産登録推進事業費 5,000 各種負担金 (5,000)
19 負担金、補助及び交付金	5,000	世界遺産登録推進協議会負担金（地方創生） (5,000)
		2 万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費 19,980 その他委託料 (19,980) 万田坑ステーション展示室リニューアル委託料 (19,980)
		3 文化財普及啓発事業費 404 その他委託料 (404) 史跡マップ制作委託料 (404)
11 需 用 費	10	1 宮崎兄弟の生家施設整備等事業費 10 消耗品費 (10)

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,300	296,572				296,572	10,305	306,877	
	計	2,320	382,096	18,090	29,122		429,308	78,510	507,818	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	4	2,139				2,139	173	2,312	
	計	4	2,139				2,139	173	2,312	
計	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,304	298,711				298,711	10,478	309,189	
	計	2,324	384,235	18,090	29,122		431,447	78,683	510,130	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	331 ( 9 )		1,180,118	734,303	1,914,421	394,302	2,308,723	
補正額	( )			472	472		472	
計	331 ( 9 )		1,180,118	734,775	1,914,893	394,302	2,309,195	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	32,754	473	24,527	15,092	1,890	49,739
	補正額						472
	計	32,754	473	24,527	15,092	1,890	50,211
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,047	425,245	22,305	146,230	734,303
	補正額						472
	計	1	16,047	425,245	22,305	146,230	734,775

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,946,596	7,850,657	(296,300) 794,700	4,000	(296,300) 798,700
(1) 土木	2,354,164	2,192,005	(20,800) 297,800		(20,800) 297,800
(2) 教育	1,688,555	1,577,158	148,400		148,400
(3) 公営住宅	1,212,898	1,203,559	(17,700) 162,300		(17,700) 162,300
(4) 社会及び労働	428				
(5) 保健衛生	708,618	681,687	12,200		12,200
(6) その他	1,981,933	2,196,248	(257,800) 174,000	4,000	(257,800) 178,000
2. 災害復旧費	12,379	7,487			
(1) 土木	8,746	6,325			
(2) 農林水産	920	613			
(3) その他	2,713	549			
3. 枠外債	8,375	4,512			
4. 減税補填債	379,681	273,093			
5. 臨時税収補填債	82,158	62,254			
6. 臨時財政対策債	7,374,609	7,823,622	700,000		700,000
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	14,697	10,627			
合 計	15,818,495	16,032,252	(296,300) 1,494,700	4,000	(296,300) 1,498,700

(注) ( )書は繰越明許費及び事故繰越しで外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(296,300)		(296,300)
829,440		829,440	7,815,917	4,000	7,819,917
			(20,800)		(20,800)
287,813		287,813	2,201,992		2,201,992
120,102		120,102	1,605,456		1,605,456
			(17,700)		(17,700)
96,519		96,519	1,269,340		1,269,340
24,390		24,390	669,497		669,497
			(257,800)		(257,800)
300,616		300,616	2,069,632	4,000	2,073,632
3,148		3,148	4,339		4,339
2,670		2,670	3,655		3,655
206		206	407		407
272		272	277		277
2,863		2,863	1,649		1,649
40,288		40,288	232,805		232,805
20,322		20,322	41,932		41,932
407,667		407,667	8,115,955		8,115,955
4,172		4,172	6,455		6,455
			(296,300)		(296,300)
1,307,900		1,307,900	16,219,052	4,000	16,223,052



平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第3号）

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,519,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前期高齢者交付金		2,405,002	△475	2,404,527
	1 前期高齢者交付金	2,405,002	△475	2,404,527
11 諸 収 入		371,390	33,723	405,113
	4 雑 入	370,290	33,723	404,013
歳 入 合 計		9,486,476	33,248	9,519,724

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者支援金 等		792,543	1,294	793,837
	1 後期高齢者支援金 等	792,543	1,294	793,837
4 前期高齢者納付金 等		415	121	536
	1 前期高齢者納付金 等	415	121	536
6 介護納付金		308,045	△715	307,330
	1 介護納付金	308,045	△715	307,330
11 諸支出金		2,341	48,963	51,304
	1 償還金及び還付加 算金	2,341	48,963	51,304
13 前年度繰上充用金		191,187	△16,415	174,772
	1 前年度繰上充用金	191,187	△16,415	174,772
歳 出 合 計		9,486,476	33,248	9,519,724







2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金  
(項) 1 前期高齢者交付金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	前期高齢者交付金	2,405,002	△475	2,404,527
1	前期高齢者交付金	2,405,002	△475	2,404,527
1	前期高齢者交付金	2,405,002	△475	2,404,527
11	諸 収 入	371,390	33,723	405,113
4	雑 入	370,290	33,723	404,013
5	雑 入	362,190	33,723	395,913

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△475	1 前期高齢者交付金
1 雑入	33,723	1 雑入

3 歳 出

(款) 3 後期高齢者支援金等  
 (項) 1 後期高齢者支援金等

3	後期高齢者 支援金等	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		792,543	1,294	793,837		1,294
1	後期高齢者 支援金等	792,543	1,294	793,837		1,294
1	後期高齢者 支援金	792,489	1,294	793,783		1,294

(国民健康保険特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,294	1 後期高齢者支援金 各種負担金 後期高齢者支援金	1,294 (1,294) (1,294)

(款) 4 前期高齢者納付金等  
 (項) 1 前期高齢者納付金等

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 前期高齢者納付金等	415	121	536		121
1 前期高齢者納付金等	415	121	536		121
1 前期高齢者納付金	360	121	481		121

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	121	1 前期高齢者納付金 各種負担金 前期高齢者納付金	121 (121) (121)

(款) 6 介護納付金  
 (項) 1 介護納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 介護納付金	308,045	△715	307,330		△715
1 介護納付金	308,045	△715	307,330		△715
1 介護納付金	308,045	△715	307,330		△715

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△715	1 介護納付金 各種負担金 介護納付金	△715 (△715) (△715)

(款) 11 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

11	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,341	48,963	51,304		48,963
1	償還金及び 還付加算金	2,341	48,963	51,304		48,963
3	償還金	1	48,963	48,964		48,963

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	48,963	1 償還金 返還金	48,963 (48,963)

(款) 13 前年度繰上充用金  
 (項) 1 前年度繰上充用金

13	前年度繰上 充用金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		191,187	△16,415	174,772		△16,415
1	前年度繰上 充用金	191,187	△16,415	174,772		△16,415
1	1 前年度繰上 充用金	191,187	△16,415	174,772		△16,415

(国民健康保険特別会計)



(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
22 補償、補填 及び賠償金	△16,415	1 前年度繰上充用金 前年度繰上充用金	△16,415 (△16,415)



平成27年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第2号）

平成27年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,169,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		159	127,367	127,526
	1 繰越金	159	127,367	127,526
歳 入	合 計	6,007,675	127,367	6,135,042

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		2,501	127,367	129,868
	1 償還金及び還付加 算金	2,501	127,367	129,868
歳 出	合 計	6,007,675	127,367	6,135,042



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	2,501	127,367	129,868
歳 出 合 計	6,007,675	127,367	6,135,042





2 歳 入

(款) 10 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	繰越金	159	127,367	127,526
1	繰越金	159	127,367	127,526
1	繰越金	159	127,367	127,526

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	127,367	1 繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金  
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	2,501	127,367	129,868		127,367
1 償還金及び 還付加算金	2,501	127,367	129,868		127,367
2 償 還 金	1	127,367	127,368		127,367

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	127,367	1 県負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	28,891 (28,891)
		2 国負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	34,252 (34,252)
		3 支払基金交付金（介護給付費負担金）返還金 返還金	56,343 (56,343)
		4 県負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	1,713 (1,713)
		5 国負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	3,426 (3,426)
		6 支払基金交付金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	2,742 (2,742)



平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第2号）

平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,940千  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 750,  
301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補  
正」による。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	11,940	11,941
	1 繰越金	1	11,940	11,941
歳 入	合 計	738,361	11,940	750,301

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		679,717	11,940	691,657
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	679,717	11,940	691,657
歳 出	合 計	738,361	11,940	750,301



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	679,717	11,940	691,657
歳出合計	738,361	11,940	750,301



2 歳 入

(款) 5 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰越金	1	11,940	11,941
1	繰越金	1	11,940	11,941
1	繰越金	1	11,940	11,941

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	11,940	1 繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	679,717	11,940	691,657	11,940	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	679,717	11,940	691,657	11,940	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	679,717	11,940	691,657	その他 11,940	

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	11,940	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	11,940 (11,940) (11,940)



専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年9月2日提出

荒尾市長 山下慶一郎



損害賠償額の決定について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年7月27日専決

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年6月3日午前8時50分頃、荒尾市宮内出目390番地にある荒尾市役所駐車場内において、清掃事務所職員がごみ収集車を集積所に向かい後退で駐車しようとした際に、誤って相手方軽自動車の後部に衝突し、損傷させたものである。

市は相手方と和解し、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額 186,563円

2 損害賠償の相手方

